◎調達機関番号　415　◎所在地番号　39

○第３号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高知大学（医病）病棟・診療棟等改修機械設備工事

⑶　工事場所　高知県南国市岡豊町小蓮　高知大学岡豊団地内

⑷　工事概要　本工事は高知大学医学部附属病院の病棟（鉄骨鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修面積19,270㎡）、中央診療棟（鉄筋コンクリート造、地上３階建、改修面積10,110㎡）、病院食堂（鉄筋コンクリート造、地上２階建、改修面積500㎡）、臨床講義棟（鉄筋コンクリート造、地上２階建、改修面積510㎡）建築面積約15,200㎡、延床面積約30,390㎡の改修工事及び中央診療棟（鉄骨造、地上３階建、新営、建築面積約70㎡、延床面積約90㎡）の新営工事に係る機械設備工事を施工するものである。なお、本工事に伴う建築工事、電気設備工事は、別途発注される予定である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年３月８日（金）まで

⑹　使用する主な資機材　空気調和設備一式、換気設備一式、排煙設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、給湯設備一式、消火設備一式、液化石油ガス設備一式、医療ガス設備一式、搬送設備一式

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（紙入札方式参加承諾願を４⑴に提出すること。）。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人高知大学契約事務取扱規程第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格を有する者であること

⑶　文部科学省における管工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては，820点）以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上３階建以上かつ延床面積が、9,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修に係る機械設備工事を施工した実績

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院の新営又は全面的な改修に係る機械設備工事を施工した実績

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領（以下「参加資格審査取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(ｱ)、(ｲ)の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高32点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標